

平成 27 年 3 月
東京税関業務部

関係各位

「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理」の更新について（お知らせ）

「高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入通関の際における取扱いについて（財関第 1320 号）」の制定及び日豪 EPA の発効に伴い、「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理」のうち必要な更新をしたものを東京税関のホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

【更新したもの】

- ・ 原本提出等要否判断のための NACCS コード一覧表
- ・ G 表示パターン表
- ・ 「整理表」電磁的記録により提出され、許可後等に原本（書面）の提出を要する減免戻し税関係書類の取扱い

○東京税関ホームページアドレス

<http://www.customs.go.jp/tokyo/info/paperless.htm>

（参考）

下記の資料については内容に係る変更はありません。

- ・ 通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について（輸入）
- ・ 通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について（輸出）

【問合せ先】

東京税関業務部

- ・ 通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337

- ・ 航空総括部門

電話：03-3599-6524